

「金融インフラ整備としてのミャンマー外国為替制度改革—中国・ベトナムとの比較も加えて—」

赤羽 裕氏
みずほコーポレート銀行

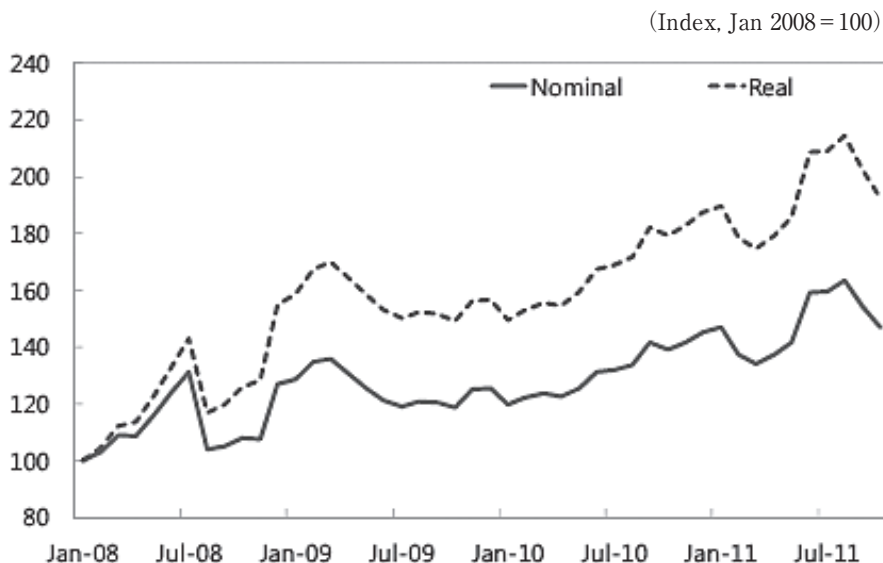
本報告は、東アジアにおいて、「最後のフロンティア」と注目をされているミャンマーの外国為替制度改革をテーマとする。従来、「二重相場」と呼ばれる為替制度であったものを、昨年2012年4月よりレートを一本化し、「管理変動相場制度」とした。それが、ミャンマーの経済成長にも寄与する面があることに着目し、為替制度を金融分野における、いわば「インフラ」として考えたい。その考察にあたっては、かつて二重相場制度を経て、現在はGDP世界第2位となった中国と、同じく複数相場の経験を有し、経済成長にあたってミャンマーを先行するベトナムの2ヶ国の経験との比較も加えた検討を行う。

まず、今回のミャンマーの為替制度改革の概要を確認する。2011年3月に樹立されたテイン・セイン大統領政権では、外国為替・貿易規制の改革が段階的に進められている。それまでのミャンマーの政策は、「二重為替制度」と「Export First 政策（輸入規制）」を特徴として有していた。両者は、緊密な関係を有するが、本報告では前者を分析対象の中心とする。「二重為替制度」の概要は、①公的

部門（含む国有企業）は、SDR（IMFの特別引出権）にペッグされた固定相場を使用、②民間部門は、主に輸出企業と輸入企業の間で自由なレート設定での相場を使用する形で、並行為替レートが形成された。両者の市場は分断されており、後者（民間）は競争的な相場形成がなされた。

こうした制度の下、チャット（ミャンマーの通貨）は2006年後半以降、並行為替相場で増加基調となった。（図表1・2参照）この背景について、久保（2012）は外貨の需給関係に大きな影響を与え得る要素として、外貨の供給サイドの側面では、①天然ガス輸出、②資源分野での外国直接投資の流入、③宝石・ヒスイ見本市の売上、④公的部門の資産売却をあげている。以上4点のうち、①・②は公的部門が窓口であることから、並行為替相場増加の要因に直結するファクターとしては③・④と整理している。一方で、外貨の需要サイドでは、本来、チャットの減価に寄与する輸入が規制により、その伸びが制限された可能性を指摘している。

ミャンマー政府は、上記の環境の中、為替制度改革を開



図表1 Real Effective Exchange Rate, 2008-11
(出所) IMF (2012)

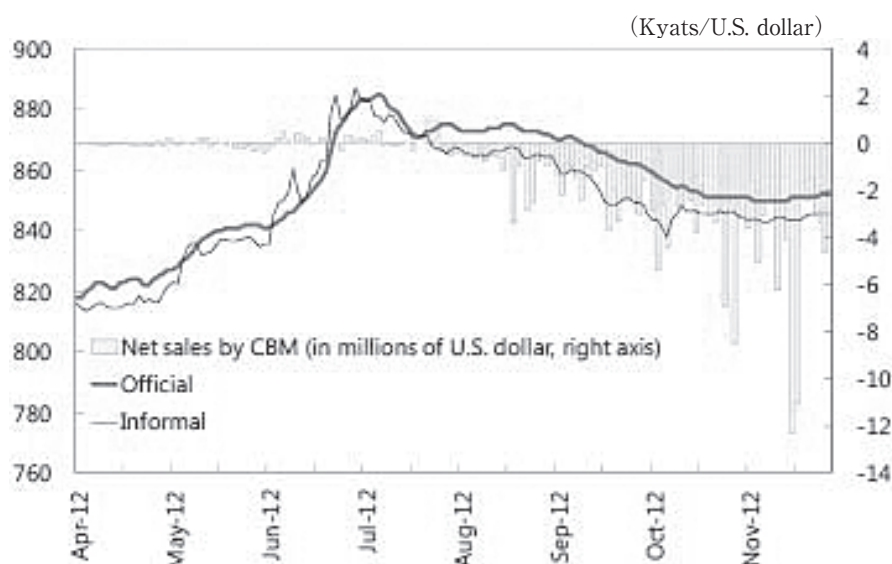
図表2 経済指標抜粋

年度(4月～3月)	2007	2008	2009	2010(概算)	2011(概算)	2012(予測)
為替レート(公式)	5.2	5.8	5.7	5.4	5.2	—
為替レート(並行)	1,110	992	1,004	861	824	864
GDP(10億チャット)	23,336	28,778	32,351	36,436	39,719	44,797
GDP(百万米ドル)	20,182	31,367	35,225	45,380	51,444	53,140

(注1) 為替レート：チャット/米ドル

(注2) GDPは、2011年度までは公式レート：並行レート=8:92で算出

(出所) IMF (2013)



図表3 Exchange Rates and CBM Intervention
(出所) IMF (2013)

始した。その象徴的な動きが2012年4月の「管理変動相場制」への移行である。実態としては、公式相場として、それまでSDRにベッグの固定相場制であったものを、民間部門の並行為替レートに近づけるものであった。具体的には、中央銀行がリファレンスレートを公表するとともに、中央銀行と商業銀行(国営・民間)間で外貨のオークションも開始された。これにより、従来は分断されていた公的部門と民間部門の為替市場の融合を進める環境が改善されたと考えられる。なお、制度変更後の為替レート推移は「図表3」のとおり。

他の改革としては、上記に先立って2011年10月から公認外貨両替所が認められた。ただし、金額は小口に留められた。2012年7月には、民間銀行に対して外貨預金の受入と外貨送金業務のライセンスが与えられ、貿易決済に民間銀行も参画する準備が整えられた。並行して、「Export First政策」も撤廃されるなど、貿易規制も緩和が進められている。

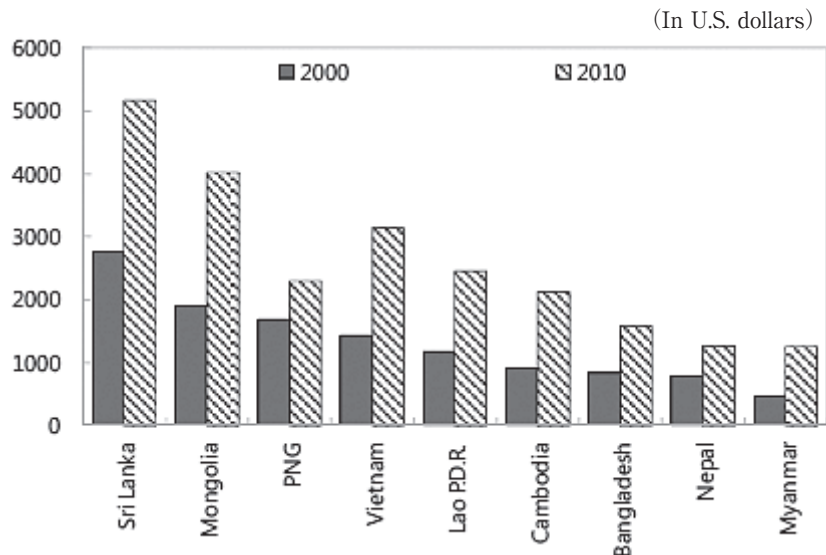
こうした改革に関する現段階までのIMFの評価は、金融セクターの近代化が、預金金利の自由化や民間銀行への規制緩和など、徐々に進んでいるとしている。特に、為替

レートの統一化は、マクロ経済の安定化に向けた基本的かつ重要な取組としている。

今後の課題として考えられるのは、以下の3点。ひとつは、輸出業者と輸入業者が銀行での口座振替の形で外貨売買を行うことである。効率的な外貨の流通のためには、銀行を相手とする外貨売買となる方向が望ましい。二点目は、環境は改善されたものの、外貨供給を急激に増加させ、チャット高を誘発する恐れのある公的部門と民間部門の市場統合である。3点めは、民間に外貨保有を認めていることから、經常取引と資本取引を段階的に進める際の中央銀行および政府のコントロールの困難さである。

こうした課題を解決しながら、今後の経済発展が期待されるミャンマーのGDPは前述「図表2」にあるとおり、順調に拡大している。ひとりあたりのGDPで見れば、「図表4」のとおり、2000年との比較で2010年は割合では大きく伸びているものの、他の後発ASEAN3ヶ国(ベトナム・ラオス・カンボジア)には及ばない状況である。

次に、こうした為替制度改革を金融インフラの整備とみなし、「二重相場制度」の経験国の中国・ベトナムの経済



図表4 Per Capita GDP (PPP)
(出所) IMF (2012)

発展状況との比較を行う。

現在、「人民元の国際化」に取り組んでいる中国の為替制度改革は、2005年7月に開始された。一方で、「二重相場制度」からの離脱の時期を確認すると、それは1994年まで遡る。同年1月に、外貨取引センターが設立され、政府の定める「公定レート」と「市場レート」が統一された。1ドル=5.8元の「公定レート」を1ドル=8.7元の「市場レート」に鞏固させる内容であり、今回のミャンマーと同様の動きと見なせる。ただし、その後の人民元相場は米ドルへの固定レートを10年以上続け、2005年7月より、「通貨バスケットを参照する管理変動相場制」へと移行したのである。

一方、ベトナムは1989年までは、貿易取引・貿易外取引・国内取引と3種類の公定相場を有していた。同年に、ひとつの公定相場に統一したのである。その後、1999年に「市場平均為替相場制度」を導入した。しかし、ひとつの公定相場になった後も、設定された為替バンドと乖離した実勢相場が存在し、「二重相場」をたびたび発生させることとなっている。今後は、「コアレート（為替バンド）」の弾力的な運営がなされるがどうか、「二重相場」発生防止のポイントと考えられる。

続いて、金融インフラの視点で考え、3ヶ国の経済規模（GDPおよび1人当たりGDP）を為替制度変更のあった年を参考に比較してみたい。（図表5参照）当然、為替制度のみが経済発展の条件とはならない。しかし、いわゆるグローバル化の中では、海外との貿易取引および海外からの直接投資受入などが経済発展の大きな要素となってきた。海外取引を拡大する上で、為替レートの安定は海外取引先あるいは海外投資家にとっても重要な点である。自国の産業・企業の国際競争力強化の観点で、どの国も、為替制度の整備・改善に力を入れるのは自然な動きと考えられる。

中国・ベトナムの経済発展の推移から考えると、為替制度改革に取り組んだミャンマーが今後、その運営を順調に進められるか、合わせて経済発展も同様に進められるかについて、今後は注目していきたい。ミャンマーについては、ASEAN10ヶ国の一つとして、2015年に経済共同体を創設することを目指していることも、為替制度改革に取り組む要素ともなっていると思われる。

なお、本報告の内容・見解は個人的であり、みずほコーポレート銀行、その他いかなる組織とも無関係である。

図表5 3ヶ国 GDP 比較

(単位) GDP：10億ドル、GDP/1人：ドル

	1994年		1999年		2005年		2012年	
	GDP	GDF/1人	GDP	GDF/1人	GDP	GDF/1人	GDP	GDF/1人
ミャンマー							54.0	848.9
中国	559.2	466.6			2,256.9	1,726.1	8,250.2	6,094.0
ベトナム			28.7	374.7			137.7	1,523.2

(出所) IMF データより筆者作成

参考文献

- 赤間 弘・御船 純・野呂国央〔2002〕「中国為替制度について」日本銀行調査月報 2002年5月
- 小川英治〔2002〕「東南アジア諸国の通貨政策と資本取引規制 第1章 東南アジア諸国の通貨政策」『東南アジア地域金融問題研究会』報告書 財団法人国際通貨研究所
- 久保公二〔2012〕「ミャンマーの外国為替・貿易規制改革開放の持続性」『国際問題』No.615（2012年10月）

国際問題研究所

- IMF〔2012〕“Myanmar 2011 Article IV Consultation”
IMF Country Report No. 12/104 MAY 2013
- IMF〔2013〕“Myanmar : Staff-Monitored program”
IMF Country Report No. 13/13 January 2013

参考ウェブサイト

IMF <http://www.imf.org/external>